

| 福島県  |                              |  |   |                |                                     |                        |   |   |
|------|------------------------------|--|---|----------------|-------------------------------------|------------------------|---|---|
| 市町村名 | 事業・支援策名                      | 支援対象者・条件   | 支援内容  | 募集期間           | 募集人数                                | 担当課・電話番号等              | 支援分野  |   |
| 福島市  | 農業経営安定化支援事業                  | 認定農業者  | 収入保険・果樹共済加入に係る経費を一部補助する(補助率10%)   | 通年             | 予算の範囲内                              | 農業振興課<br>024-525-7720  | 1   |   |
| 伊達市  | 伊達市版農業次世代人材投資資金              | 45歳以上で新たに農業をはじめ、かつ就農してから3年未満の認定農業者(親元就農を除く)  | 年150万円を1年間支給  | 通年             | 予算の範囲内                              | 農政課<br>024-573-5635    | 1   |   |
| 伊達市  | 農業後継者支援金                     | 親元就農かつ就農してから3年未満の認定農業者   | 年36万円を1年間支給(配偶者・子の加算あり)   | 通年             | 予算の範囲内                              |                        | 1   |   |
| 伊達市  | 農業機械等購入補助事業                  | 認定農業者<br>地域計画に位置づけられた者   | 本体価格50万円以上の農業機械・施設を対象に、必要経費の一部を補助する<br>従来型農業機械枠:本体価格(税抜)の30パーセント以内。50万円上限。<br>スマート農業推進枠:本体価格(税抜)の50パーセント以内。125万円上限。   | 令和8年4月1日～4月30日 | 予算の範囲内                              |                        | 3   |   |
| 伊達市  | 農業保険助成事業                     | 認定農業者  | 収入保険料の10%補助<br>果樹共済保険料の15%補助(5万円上限)   | 通年             | 予算の範囲内                              |                        | 1   |   |
| 伊達市  | 農地賃借料補助                      | 就農してから3年未満の認定農業者<br>認定新規就農者  | 農地賃借料合計1/2以内を最長5年間補助(農地所有者が3親等以内の親族である農地及び賃借期間5年未満の農地を除く)   | 通年             | 予算の範囲内                              |                        | 1   |   |
| 伊達市  | 青色申告支援事業                     | 認定農業者  | 青色申告への取り掛かり始めとして、JA記帳代行サービス経費の初年度分を支援   | 通年             | 予算の範囲内                              |                        | 1   |   |
| 伊達市  | 大型特殊免許取得補助事業                 | 認定農業者  | 大型特殊免許取得費用の補助(費用の50%(5万円上限))  | 通年             | 予算の範囲内                              |                        | 5   |   |
| 桑折町  | 果樹共済加入促進事業                   | 認定農業者及び一般農家  | 認定農業者においては、掛金の20%助成する。<br>※一般農家は10%助成   | 通年             | 予算の範囲内                              |                        | 産業振興課<br>024-582-2126   | 1 |
| 桑折町  | 農業者青色申告支援事業                  | 認定農業者及び一般農家  | 青色申告に初めて取り組む認定農業者に対し、経費の一部として「@35,000円」を補助する。<br>※一般農家は「@15,000円」   | 通年             | 予算の範囲内                              |                        |   | 1 |
| 国見町  | 青色申告支援事業                     | 認定農業者他   | 収入保険加入要件の青色申告への取り掛かり始めとして、JA記帳代行サービス経費の初年度分を支援  | 通年             | 4                                   |                        | 産業振興課<br>024-585-2986   | 1 |
| 国見町  | 認定農業者等免許取得支援事業               | 認定農業者他   | 大型特殊免許、けん引免許取得費用補助  | 通年             | 15                                  | 5                      |   |   |
| 国見町  | 農業機械導入支援事業                   | 認定農業者他   | 国、県の補助事業に該当しない農業機械導入への補助  | 通年             | 6                                   | 3                      |   |   |
| 国見町  | 農地渇水・高温対策事業                  | 認定農業者他   | 井戸掘削、自動灌水装置等の導入費用支援   | 通年             | 2                                   | 3                      |   |   |
| 二本松市 | 二本松市認定農業者育成事業                | 農業生産団体、農業法人及び集落営農組織  | 機械や施設を整備する経費について補助・・・<br>補助対象事業費の10分の2以内<br>※補助対象経費の限度額は農業生産団体等は800万円、集落営農組織は1,200万円<br>※国庫、県費補助等を活用して事業を実施する場合は各々の補助金の合計額が事業費の10分の4に満たないものについて10分の4に達するまでの額を限度に補助                          | 通年             | 予算の範囲内                              | 農業振興課<br>0243-55-5116  | 3   |   |
| 大玉村  | 農業機械等共同利用整備事業(R10を最終年度として予定) | 事業費(税抜き)の10%<br>②の場合は15%<br>①農業者2名以上の団体(経営耕地面積おおむね5ha以上)<br>②地域計画に位置付けられている者又は、認定農業者のみ(耕地面積おおむね10ha以上でかつ、申請時点から過去3年間経営規模が減少していないこと)<br>※いずれも村内在住者が含まれること | 農業経営に必要な機械・施設等を共同利用する目的で導入する際の費用の一部を支援する。   | 通年             | 予算の範囲内<br>相談をいただいていたから審査・予算措置を行います。 | 産業課農政係<br>0243-24-8107 | 3   |   |
| 大玉村  | 農耕用運転免許取得推進事業                | 村内在住で業務等で農耕用車両を使用する者<br>取得費用の1/5以内を助成<br>※上限20,000円  | 農耕用車両の公道走行に必要な免許の取得費用の助成<br>大型特殊免許、けん引免許  | 通年             | 予算の範囲内                              | 産業課農政係<br>0243-24-8107 | 3   |   |
| 大玉村  | 鳥獣被害防止柵導入事業                  | 村内に土地を所有するもの等<br>導入に係る費用の1/2以内を助成<br>※上限額<br>農地以外:5万円<br>農地、かつ単独の場合:10万円<br>農地、かつ共同(2名以上)の場合:なし  | 農地等の鳥獣被害を防止するため、侵入防止柵を導入する際の費用の一部を助成する。   | 通年             | 予算の範囲内                              | 産業課農政係<br>0243-24-8107 | 3   |   |
| 郡山市  | 郡山市農業経営改善モデル経営体育成事業          | 認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等  | 税理士、公認会計士等による経営改善アドバイス(各種相談対応、記帳支援、経営分析、次年度計画作成等)<br>・費用 無料<br>・回数 3回程度(希望者宅に訪問)  | 6月～11月         | 予算範囲内                               | 農業政策課<br>024-924-2201  | 5   |   |
| 郡山市  | 郡山市産地担い手育成支援事業               | 認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等  | ご自身が選んで参加する実践研修、研修会への出席、視察等の費用を補助<br>・補助額:対象経費の2分の1以内<br>※上限額 技術研修:5万円、視察研修:1万円<br>・要事前申請<br>※R7からはオンライン研修も可  | 6月～12月         | 予算範囲内                               |                        | 5   |   |
| 郡山市  | 郡山市アグリテック普及推進事業              | 地域計画における農業を担う者に位置付けられている者及び位置付けられることが確実である者、認定農業者又は認定新規就農者を含む3戸以上の農業者で組織する団体   | 補助対象者が経営コストの削減等を目的としたアグリテック技術の導入等を行う費用を補助<br>・補助額:対象経費の10分の3以内<br>※上限額 個人:150万円、法人:200万円<br>・要事前申請  | 6月頃            | 予算範囲内                               |                        | 5   |   |
| 郡山市  | 郡山市新規就農者等マーケットメイキング事業        | 認定農業者(初回)、認定新規就農者、農業法人等  | 専門家のアドバイスによる農産物のブランディング(パンフレットのデザイン制作、農産物をPRするウェブサイトの開設・改良等)の支援<br>・補助額:対象経費の2分の1以内<br>※補助上限額 500千円<br>・要事前申請   | 8月～3月          | 予算範囲内                               |                        | 1   |   |
| 郡山市  | 農業相談日                        | -  | 農業・農地に関する相談・お悩みごとについて、地元の農業委員との相談会<br>・主な内容<br>農地の売買・賃借、農地の転用、遊休農地の活用、新規就農、農業者年金<br>・開催場所<br>郡山市農業委員会事務局、各行政センター(富田、大槻を除く)(※)<br>・開催日時<br>毎月1回午前10時～(※)<br>※詳細は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日程表をご確認ください。 | 随時             | -                                   |                        | ・農業委員会事務局<br>024-924-2481<br>・各行政センター(富田、大槻を除く)<br>電話番号は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日程表をご確認ください。<br><br>https://www.city.koriyama.lg.jp<br>郡山市ウェブサイトから「農業相談」で検索 | 5 |

|     |                                  |   |   |          |        |                            |       |
|-----|----------------------------------|---|---|----------|--------|----------------------------|-------|
| 三春町 | 農業近代化基盤整備事業補助金                   | 認定農業者   | 農業生産用機械・農業用施設の導入に係る経費の一部補助する。   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 三春町 | 三春町地域計画担い手支援事業補助金                | 認定農業者、認定新規就農者等  | 地域計画に位置付けられた担い手に対し、農業用機械の導入に要する経費の一部補助する。   | 通年       | 予算の範囲内 | 産業課農林グループ<br>0247-62-2112  | 3     |
| 三春町 | 三春町農業者大型特殊運転免許取得費補助金             | 認定農業者、認定新規就農者等  | 大型特殊運転免許等の取得に要する経費の一部を補助する。   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 5     |
| 小野町 | スマート農業推進事業                       | 認定農業者   | スマート農業機械の導入に係る費用の一部を助成  | 通年       | 予算の範囲内 | 産業振興課<br>0247-72-6938      | 1     |
| 小野町 | 夢のある農業者育成推進事業(経営規模拡大推進事業)        | 認定農業者等  | 10a以上の農用地の利用集積を行った場合、借り手に助成金を交付するもの。  | 該当者に交付   | 予算の範囲内 |                            | 2     |
| 鏡石町 | 農業経営規模拡大支援事業                     | 認定農業者、農作業受託組織   | 水田経営規模を拡大するために必要な農業用機械・施設等の導入に係る経費の一部を予算の範囲内で補助する。  | 通年       | 予算の範囲内 | 産業課<br>0248-62-2118        | 2     |
| 天栄村 | 農業経営規模拡大支援事業補助金                  | 認定農業者   | 農業経営の規模拡大に係る農業機械等の購入経費を1/3補助。上限額100万円。  | 通年       | 予算の範囲内 | 産業課<br>0248-82-2117        | 2     |
| 石川町 | 石川町農業経営担い手育成支援事業                 | 認定農業者、認定新規就農者、地域計画担い手等  | 農業機械及び施設等の導入に係る経費の一部を助成する   | 4/1～5月上旬 | 予算の範囲内 | 農政課農政係<br>0247-26-9126     | 3     |
| 玉川村 | 担い手づくり支援事業                       | 認定農業者   | 新たに新規導入する農業機械の購入費用の一部を補助<br>補助率3/10以内   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 2     |
| 玉川村 | 施設園芸振興事業                         | 認定農業者   | ビニールハウスの新設及び張替え、更新に要する経費の一部を補助<br>補助率1/2以内(新規)・3/10以内(更新)   | 通年       | 予算の範囲内 | 産業振興課<br>0247-57-4627      | 2     |
| 玉川村 | 新規就農者確保促進事業                      | 認定農業者・青年等就農計画認定者  | 新規就農者に対する初期投資に要する経費の一部を補助<br>補助率1/2以内   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 1     |
| 平田村 | 平田村農地流動化促進事業助成金                  | 認定農業者   | 経営規模拡大並びに農用地等の有効利用を図るため、農用地等に賃借権の設定を行った者並びに借り受けた認定農業者に対し一部助成する。   | 通年       | 予算の範囲内 | 産業建設課<br>0247-55-3116      | 2     |
| 浅川町 | 浅川町農業担い手育成支援事業補助金                | 認定農業者、認定新規就農者、認定農業者等が過半数で構成された3戸以上の組織   | 農業機械等に係る経費の一部補助   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 2・3   |
| 浅川町 | 新規就農者支援事業補助金                     | 町内に住所を有する18歳以上55歳未満の認定新規就農者及び認定農業者であり、5年以上町内に居住し、町内の農地を耕作することを誓約する者   | 要件を満たした際に支援金を交付する   | 通年       | 予算の範囲内 | 農政課<br>0247-36-1183        | 1     |
| 浅川町 | 浅川町農地流動化推進助成金交付事業                | 認定農業者、認定新規就農者及び認定農業者等に利用権の設定をした農地の所有者   | 認定農業者及び認定新規就農者へ農地の利用権を設定した場合、双方へ助成金を交付する  | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 2・5   |
| 古殿町 | 農地流動化助成金                         | 農業経営基盤強化促進法により認定農業者又は認定新規就農者に対して農振農用地の利用権を設定した所有者及び借受けた認定農業者等   | 認定農業者等へ農地を貸付けた設定内容により、農地の所有者及び認定農業者等へ、10aあたり2,500円～20,000円で助成   | 通年       | 予算の範囲内 | 農政課<br>0247-53-4613        | 2     |
| 古殿町 | 古殿町農業機械等導入支援事業補助金                | ・認定農業者<br>・中心経営体<br>(経営面積3ha、農業者の組織する団体15ha以上であること)等  | 農業機械導入補助(中古農業機械等を除く)<br>●補助率 1/2<br>補助限度額 500万円   |          | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 白河市 | 農業の未来をつくるスマート農業推進事業              | 認定農業者、認定新規就農者、3者以上の農業者で構成される団体  | スマート農業機械の導入支援<br>補助率 1/2<br>補助上限 100万円(事業費500万円未満)、150万円(事業費500万円以上)  | 別途公表     | 予算の範囲内 | 農政課<br>0248-28-5527        | 2     |
| 白河市 | 白河市畑作物生産支援事業                     | 認定農業者、認定新規就農者、3者以上の農業者で構成される団体  | トマト、キュウリ、ブロッコリー、果樹の生産に係る施設、設備、機械等の整備、修繕、再整備<br>補助率、1/2、補助上限 100万円   | 別途公表     | 予算の範囲内 |                            | 2     |
| 西郷村 | 西郷村新規就農者支援事業                     | 青年等就農計画の認定を受けた者   | 就農に必要な農業用機械等の購入に対し、60万円を限度に補助する。  | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 西郷村 | 西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業 | ・農業経営改善計画認定者(認定農業者)<br>・青年等就農計画認定者(認定新規就農者)   | 農林水産省のスマート農業技術カタログに掲載されている機械等の導入に要する経費に対し100万円(補助率1/2)を限度に補助する。   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 西郷村 | 未来に受け継ぐ持続可能な農業推進対策事業             | ・農業経営改善計画認定者(認定農業者)<br>・青年等就農計画認定者(認定新規就農者)   | 新たに省力化や労働時間削減につながる機械等及び農業生産の効率化に資する機械等の導入に要する経費に対し30万円(補助率1/2)を限度に補助する。   | 通年       | 予算の範囲内 | 農政課農政グループ<br>0248-25-1116  | 3     |
| 西郷村 | 西郷村野菜等生産振興対策事業                   | 野菜等の生産、加工および販売をしている者のうち、生産、加工および販売を拡大する計画を有する者等   | (1)農業用機械および設備(購入金額150千円以上)1/3で30万円を限度。<br>(2)農業用パイプハウス(設置費用および付帯設備を含む)(購入金額500千円以上)2/5で50万円を限度。<br>(3)農業用資材等(50千円以上)定額で10万円を限度。 | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 泉崎村 | 農業振興事業(認定農業者ステップアップ事業)           | 認定農業者会(組織)  | 認定農業者で構成する組織への活動助成  | 通年       | 1団体    | 産業経済課<br>0248-53-2430      | 1     |
| 中島村 | 農業機械等導入事業補助金                     | 認定農業者等  | 農業機械導入に係る経費の一部を補助する   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 中島村 | 農業経営収入加入促進事業助成金                  | 認定農業者等  | 農業経営収入保険に初めて加入する農業者に対して保険料の一部を助成する  | 通年       | 予算の範囲内 | 企画振興課<br>0248-52-2113      | 5     |
| 中島村 | 産業振興事業等補助金                       | 認定農業者等  | 国・県の補助事業に村単独で上乗せ助成する。   | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 矢吹町 | 矢吹町フロンティア就農者支援金                  | ① 町内に住所を有する者<br>② 町内で新規に就農し、今後も継続する意欲のある者<br>③ 年間150日以上農業に従事することができる者<br>④ 認定農業者及び認定新規就農者、もしくは認定を受けることが見込まれる者または、上記の経営構成員であり、別業種から離職して3年以内の新規就農者<br>※すでに就農しているご家族は対象外<br>⑤ 国や県の補助事業を受けていない者 | 年額10万円(3年間)<br>(同一世帯で2名以上の申請がある場合は15万円とする)  | 通年       | 予算の範囲内 | 農業振興課<br>0248-42-2115      | 1     |
| 矢吹町 | 矢吹町担い手機械導入事業補助金                  | ① 町内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者<br>② 過去5年以内当交付金を受けていない者<br>※1台のみ対象<br>※汎用性のある機械及び国・県の補助を受ける場合は除く  | ① 50万円以上の農業機械<br>② 10万円以上のICT等を活用した農業機械<br>購入金額(税抜)の1/10以内<br>(100円未満切り捨て)<br>(上限10万円)  | 通年       | 予算の範囲内 |                            | 3     |
| 棚倉町 | 棚倉町地域計画担い手支援事業                   | ・認定農業者<br>・認定新規就農者<br>・地域計画に位置付けられている担い手で、田30a以上、畑(園芸作物)10a以上作付けしている方   | 農業用機械・設備等の購入に係る経費の一部を補助する   | 通年       | 予算の範囲内 | 産業振興課<br>0247-22-2113      | 1・2・3 |
| 埴町  | 農作業省力化支援事業                       | ・認定農業者<br>・認定新規就農者<br>・任意団体   | 農作業省力化に資する機械等の導入経費の補助   | 通年       | 予算の範囲内 | 農林推進課<br>0247-43-2118      | 3     |
| 鮫川村 | 農業担い手機械等導入支援事業                   | ① 認定農業者② 認定新規就農者③ 集落営農組織(中山間地域等直接支払制度の集落協定組織を除く)  | 農業経営の規模拡大又は作業効率の向上・省力化等のために導入する農業用機械・施設・設備等の購入経費の一部を支援することで、農業経営の発展及び生産性向上を図ることを目的とする   | 通年       | 予算の範囲内 | 農林商工課農林畜産係<br>0247-49-3113 | 1     |

|       |   |   |  |               |            |   |       |
|-------|---|---|--|---------------|------------|---|-------|
| 矢祭町   | 矢祭町農業振興事業(農業機械等導入支援事業)                        | ①新規就農する50歳以上の者<br>②認定新規就農者<br>③認定農業者  | 農業用機械・農業用施設導入に係る経費を一部補助する。   | 1ヶ月<br>(4月予定) | 予算の範囲内     | 事業課産業グループ<br>0247-46-4576   | 1・2・3 |
| 会津若松市 | 会津若松市農業経営資金利子補給事業                             | 【認定農業者資金】<br>・会津若松市の区域内に住所を有していること。<br>・認定農業者であること。   | 民間金融機関の融資に対して利子補給を行う。<br>・償還期限<br>…貸付初年度から7年以内<br>・貸付限度額(1経営体あたり)<br>…認定農業者資金:500万円以内<br>※青色申告を行っている場合は800万円以内<br>・利子補給率<br>…福島県農業近代化資金の基準金利及び利子補給率  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 1・2・3 |
| 会津若松市 | 戦略的農業経営確立支援事業(園芸産地生産力向上支援事業)                  | 農家(認定農業者含む)<br>・導入施設において販売を目的とした生産を行うこと<br>・青色申告や経営改善に関する研修会を受講し、経営改善に取り組むこと  | (1)パイプハウスの導入支援<br>アスパラガス、キュウリ、ミニトマト、トマト、トルコギキョウ、イチゴのパイプハウス(更新は対象外)導入費用の20~25%を支援。(上限あり)<br>(2)かん水用井戸掘削の支援<br>上記6品目の施設栽培に必要なかん水用の井戸掘削費用の20%を支援。(上限あり) | 通年            | 予算の範囲内     | 農政課<br>0242-39-1253   | 2・3   |
| 会津若松市 | 戦略的農業経営確立支援事業(土地利用型園芸作物産地化支援事業)               | 農家(認定農業者含む)<br>・サトイモ(大和早生)を一定の面積以上作付すること<br>・公設卸売市場卸売業者が組織する生産者組合の構成員であること(見込み含む)   | (1)種いもの購入支援<br>種いも(大和早生)の購入費用の1/2を支援。<br>(2)機械の導入支援<br>サトイモ(大和早生)の生産に必要な機械の購入費用の1/2を支援。  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 2・3   |
| 会津若松市 | スマート農業導入支援事業                                  | ・認定農業者<br>・認定新規就農者<br>・地域計画において地域の農業を担う者に位置付けられた経営体   | 本市振興作物の生産に必要なスマート農業機器の導入費用の3/10を支援。(上限あり)<br>※導入しようとする機器が、農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」に掲載されていること  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 2・3   |
| 磐梯町   | 磐梯町農業経営資金利子補給事業                               | 町内在住の認定農業者及び認定新規就農者<br>※原則、認定を受けている期間のみ利子補給の対象となる。  | 農業経営資金の認定農業者利用貸付限度額1,000万円、認定新規就農者利用貸付限度額300万円に対して、農業近代化資金の基準金利の10/10を年利率として、認定農業者利用10年以内、認定新規就農者5年以内で利子補給を行う。                                       | 通年            | 予算の範囲内     | 産業振興課農林係<br>0242-74-1217  | 1     |
| 喜多方市  | 物価高騰対策農業用機械導入支援事業                             | 認定農業者、認定新規就農者、地域計画の目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実である者、地域計画の農業支援サービス事業者に位置付けられている者又は位置付けられることが確実である者、集落営農組織、3戸以上の農業者で組織する団体 | 農業用機械の導入に要する経費の一部を支援   | 4月中           | 予算の範囲内     | 産業部農業振興課<br>0241-24-5235  | 3     |
| 会津坂下町 | 先進的技術導入推進事業                                   | ・地域計画に位置付けられた地域内の農業を担う認定農業者又は認定新規就農者  | 【ハード事業】<br>・スマート農業機械導入に係る経費の一部助成<br>【ソフト事業】<br>・RTK基地局使用料の一部助成   | 通年            | 予算の範囲内     | 産業課農林振興班<br>0242-84-1505  | 3     |
| 三島町   | 三島町農産事業基金(新規就農支援事業等資金)                        | 認定新規就農者   | ・新たに農業を始める際に必要な営農費及び生活費を支援する。<br>・貸付期間は10年以内(うち償還猶予期間2年以内)<br>・貸付利率は無利子<br>・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能)<br>・貸付限度額は300万円                                      | 随時            | 人数の定めなし    |   | 4     |
| 三島町   | 三島町農産事業基金(就農研修支援資金)                           | 新規就農研修体制整備事業による新規就農研修者(三島町の農地等を利用し新規就農希望する65歳までの者)  | ・就農研修期間中の生活費を支援する。<br>・貸付期間は5年以内(うち償還猶予期間2年以内)<br>・貸付利率は無利子<br>・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能)<br>・貸付限度額は月額上限50,000円  | 随時            | 人数の定めなし    | 産業建設課産業建設係<br>0241-48-5566<br><a href="http://www.town.mishima.fukushima.jp/">http://www.town.mishima.fukushima.jp/</a> | 4     |
| 三島町   | 新規就農研修体制整備事業                                  | 新規就農研修者の受入農家(三島町内に住所を有する営農者)  | ・受入農家への謝礼。<br>・新規就農研修者1名につき月額58,000円   | 随時            | 予算額以内で制限なし |   | 4     |
| 三島町   | 農業者支援育成事業補助金                                  | 認定新規就農者、認定農業者、農業法人、集落営農等  | ・農業機械、生産資材等への補助。<br>・10万円を超えるものに対し、購入費用の1/2以内かつ30万円を上限に補助。   | 随時            | 予算額以内で制限なし |   | 4     |
| 金山町   | 金山町農業用機械購入事業補助金                               | 認定農業者(水稻1ha又は畑作物0.5haを経営し、町税等の滞納がない者)等  | 農業用機械本体及び艀装等の購入費補助(補助率2/3以内、認定農業者の補助上限額3,000千円)  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 3     |
| 金山町   | 金山町農業経営支援事業支援金                                | 認定農業者及び認定新規就農者のうち、田の経営農地75a以上を有し、3年以上の利用権設定を行った借り手等   | 利用権設定で借りた農地面積の合計10aあたりに3,000円を乗じて得た額等を支援   | 通年            | 予算の範囲内     | 農林課<br>0241-54-5321   | 1     |
| 金山町   | 耕作放棄地再生事業補助金                                  | 認定農業者等で500㎡以上の耕作放棄地等を再生し、当該耕地に再生後3年間作付けを行い生産物を出荷する者   | 耕作放棄地再生に係る重機等の経費及び委託料を補助(認定農業者の補助率4/5、補助上限額1,000千円)  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 2     |
| 昭和村   | 担い手農業者経営強化支援事業                                | 認定農業者<br>認定新規就農者<br>集落営農もしくはこれに準ずる団体  | 所得向上及び地域農業の振興、農地の有効活用を図るために、販売を目的に行う農業生産に必要な農機具を導入する農業者に導入費用の一部(個人:50% 団体:75%)を補助する。   | 通年            | 取り決めなし     | 産業建設課 産業係<br>0241-57-2117   | 1・2・3 |
| 会津美里町 | 農業経営安定化支援事業<br>省力化支援(農業機械導入)                  | 認定農業者及び認定新規就農者  | 農業経営に必要な労働力や生産費の省力化に繋がる機械等の購入費<br>【補助率】対象経費1/3以内(上限額50万円)。ただし、「農業新技術 製品・サービス集」等に掲載されている農業用機械の場合は上限額150万円とする。   | 通年            | 予算の範囲内     |   | 1     |
| 会津美里町 | 農業経営安定化支援事業<br>気象変動支援(井戸掘削)                   | 認定農業者及び認定新規就農者  | 農業用井戸の新設に係る費用(ポンプ小屋等は除く)<br>【補助率】対象経費1/2以内(上限10万円)   | 通年            | 予算の範囲内     |   | 1     |
| 会津美里町 | 農業経営安定化支援事業<br>気象変動支援(遮光ネット・遮断資材の塗布)          | 認定農業者及び認定新規就農者  | パイプハウス等に使用する遮光ネットや遮断資材の塗布に係る費用<br>【補助率】対象経費1/2以内(上限10万円)   | 通年            | 予算の範囲内     |   | 1     |
| 会津美里町 | 農業経営安定化支援事業<br>気象変動支援(細霧冷房・ミスト散水・パッドアンドファン設置) | 認定農業者及び認定新規就農者  | 高温対策に係る細霧冷房・ミスト散水・パッドアンドファン等の購入費<br>【補助率】対象経費1/2以内(上限50万円)   | 通年            | 予算の範囲内     | 農林振興課<br>0242-55-1191   | 1     |
| 会津美里町 | 農業経営安定化支援事業<br>初期投資支援助成(種苗購入)                 | 認定新規就農者及び認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の者   | 園芸作物及び果樹栽培における種苗又は苗木等の購入費(総額1万円以上)<br>【補助率】認定農業者:対象経費1/3以内(上限額10万円)認定新規就農者:対象経費1/2以内(上限額10万円)  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 1     |
| 会津美里町 | 農業経営安定化支援事業<br>初期投資支援助成(園芸施設等導入)              | 認定新規就農者及び認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の者   | (1)パイプハウスの購入費又はリース費用<br>(2)灌水装置等の購入費<br>【補助率】(1)パイプハウスの導入 対象経費1/2以内(上限額100万円)(2)灌水装置等の導入 対象経費1/2以内(上限額50万円)  | 通年            | 予算の範囲内     |   | 1     |

|                |   |  |  |       |            |                              |     |
|----------------|---|--|--|-------|------------|------------------------------|-----|
| 下郷町<br>(再生協議会) | 地域特産作物栽培支援事業  | 認定農業者<br>認定新規就農者<br>販売農家                           | 町の特産作物及び地域振興作物を生産販売する農家に対し栽培に必要と認められる資材代や一部品目の種苗代を補助<br>【上限】<br>・認定農業者:30万円<br>・認定新規農業者:50万円<br>・その他農家:15万円  | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1   |
| 下郷町<br>(再生協議会) | 農業用機械購入支援事業   | 認定農業者<br>認定新規就農者                                   | 農業経営の確立に必要な機械購入に対し補助<br>【補助上限】<br>・30万円  | 通年    | 予算の<br>範囲内 | 農林課<br>0241-69-1188          | 3   |
| 下郷町<br>(再生協議会) | 夢ある農業担い手育成支援事業<br>①新規就農者研修支援事業<br>②新規就農者経営支援事業<br>③新規就農者経営法人化支援事業 | ①②認定農業者、認定新規就農者<br>※経営開始時の年齢が18歳以上65歳未満<br>③ 認定農業者 | 担い手確保と農業振興を図るため新規就農者、認定農業者などに補助<br>①8万円/月×12ヶ月(最大)<br>②10万円/月×36ヶ月(最大)<br>③法人登記申請時の費用の一部を助成(上限15万円)  | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1   |
| 只見町            | 地域計画農業用機械購入支援事業<br>補助金  | 認定農業者、地域の担い手他                                      | 農業に必要な、規模拡大・高付加価値・生産コスト削減・省力化につながる機械の購入費用(消費税相当額を除く)なお、汎用性の高い機械等(トラックやバックホーなど)は対象外。残存耐用年数2年以上の中古機械も可とします。<br>※R7～R9のうち、予算の範囲内での補助<br><補助率> 50%以内 耕作面積・農業者区分に応じて上限あり。             | 4月～6月 | 予算の範囲<br>内 |                              | 3   |
| 只見町            | 優良農地確保支援事業  | 認定農業者、地域の担い手他                                      | 国・県補助等に該当しない、農地の土層改良・区画拡大・暗渠排水及び湧水処理に要する工事費が10万円以上の事業に係る工事費<br><補助率> 事業費の70%以内、上限200万円   | 通年    | 予算の範囲<br>内 | 農林建設課農林係<br>TEL 0241-82-5230 | 1   |
| 只見町            | 畑地有効活用支援事業  | 認定農業者、地域の担い手他                                      | 畑に作物を作付けし、販売した場合、町から補助金を支給。<br>※条件として、所有又は利用権設定をし、同一作物を5a以上作付けしていること。<br><補助率> 定額補助  | 通年    | 予算の範囲<br>内 |                              | 5   |
| 只見町            | 只見町農作物鳥獣被害被害防止対策事業補助金   | 認定農業者、区、捕獲隊、生産組合、個人                                | 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵等の購入経費、電気柵の維持管理に係る経費を補助。<br><補助率> 認定農業者は4/5以内。1集落当たり70万円上限。(電気柵設置)作業1時間当たり1,200円上限(電気柵維持管理)   | 通年    | 予算の範囲<br>内 |                              | 1   |
| 南相馬市           | 多様な担い手育成・確保事業補助金<br>(新規就農者給付金事業)                                  | 認定農業者 他  | 市内において新たに農業を営む45歳以上65歳未満の新規自営就農者のうち、青年等就農計画の認定を受けた方に、給付金を交付します。<br>国の経営開始資金との併用は不可です。<br>●補助額 月額4万円(最大3年間)   | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1   |
| 南相馬市           | 多様な担い手育成・確保事業補助金<br>(農業用機械購入支援事業)                                 | 認定農業者 他  | 市内の新規自営就農者または新規雇用就農者を雇用する農業法人に対して、園芸作物や酪農、畜産の生産・流通・販売を行うために必要な機械を購入するための経費の一部を補助します。<br>●補助率 3/4以内<br>●補助上限額 100万円   | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 3   |
| 南相馬市           | 多様な担い手育成・確保事業補助金<br>(農地賃借料支援事業)                                   | 認定農業者 他  | 旧避難指示区域内で営農するため農地を賃借した方に対し、農地賃借料を補助します。<br>●補助額 5千円以内/10a<br>●補助上限額15万円(最大5年間)   | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 2   |
| 南相馬市           | 多様な担い手育成・確保事業補助金<br>(移住就農者家賃支援事業)                                 | 認定農業者 他  | 市外から市内に移住して就農した方に対して、家賃一部を補助します。<br>●補助率<br>旧避難指示区域内 3/4以内、その他区域 1/2以内<br>●補助上限額 月額6万円(最大2年間)  | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1   |
| 南相馬市           | 多様な担い手育成・確保事業補助金<br>(農業資格取得支援事業)                                  | 認定農業者 他  | 新規自営就農者または新規雇用就農者に対して、農業用資格を取得する費用の一部を補助します。<br>●補助額 定額<br>準中型自動車第一種免許 8万円<br>中型自動車第一種免許 9万円<br>中型自動車第一種免許(限定解除審査) 4万円<br>大型自動車第一種免許 17万円<br>大型特殊自動車第一種免許 5万円<br>けん引自動車第一種免許 7万円 | 通年    | 予算の<br>範囲内 | 南相馬市農政課振興係<br>0244-44-6807   | 1・2 |
| 南相馬市           | 園芸作物等どんどん拡大支援事業<br>補助金  | 認定農業者 他  | 市内でハウスの新規設置、規模拡大、更新、修繕をするために必要な費用を補助します。<br>●補助率 1/3以内<br>●補助上限額 30万円  | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 3   |
| 南相馬市           | 園芸作物等どんどん拡大支援事業<br>補助金  | 認定農業者 他  | 市内で園芸作物、花卉、果樹を新たに、又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費、果樹の改植に係る費用を補助します。<br>●補助率<br>種代 2/3以内<br>苗代 1/2以内<br>果樹の改植代 4万円/10a  | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1・2 |
| 南相馬市           | 園芸作物等どんどん拡大支援事業<br>補助金  | 認定農業者 他  | 市内で振興作物(フロッピー・ネギ・タネネギ・キュウリ)を新たに又は規模を拡大して作付けするために必要な種苗費を補助します。<br>●補助率<br>種苗代 全額<br>緑肥種子代 3千円/10a<br>保険掛金のうち保険方式部分 2/3以内(3年目以降は1/2以内)   | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1・2 |
| 南相馬市           | 肉用牛肥育農家経営支援事業補助金  | 認定農業者 他  | 市内の肉用牛繁殖農家より肉用牛肥育素牛を落札購入した費用の一部を補助します。<br>●補助率 1頭あたり購入費用1/10以内<br>●補助上限額 5万円/頭   | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 1・2 |
| 南相馬市           | 販路開拓等支援事業補助金  | 認定農業者 他  | 市内で生産された農林水産物、及び農林水産物を原材料として開発・改良した商品を、販路開拓等のために商談会等に出展する場合に補助します。<br>●補助率 1/2<br>●補助上限額 10万円  | 通年    | 予算の<br>範囲内 |                              | 5   |

|      |                                   |   |  |    |        |                              |     |
|------|-----------------------------------|---|--|----|--------|------------------------------|-----|
| 南相馬市 | スマート農業技術導入促進事業                    | 認定農業者 他   | スマート農業技術(土地利用型、野菜、果樹、花き、畜産計30種類)を導入する場合に補助します。<br>●補助率 1/2以内<br>補助上限額 100万円  | 通年 | 予算の範囲内 | 南相馬市農政課環境整備係<br>0244-44-6115 | 1・2 |
| 南相馬市 | スマート農業技術導入促進事業                    | 認定農業者 他   | 農業用ドローン操縦ライセンスを取得する場合に補助します。<br>●補助率 1/2以内<br>補助上限額 10万円   | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 1・2 |
| 南相馬市 | スマート農業技術導入促進事業                    | 認定農業者 他   | 農業用機械の自動操舵システムを導入する場合に補助します。<br>●新規導入 補助率 2/3以内 補助上限額 150万円<br>●追加導入 補助率 1/2以内 補助上限額 100万円   | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 1・2 |
| 南相馬市 | 鳥獣被害防止施設整備事業(電気柵等無償貸与事業)          | 認定農業者 他   | 市内のほ場で、出荷販売を目的として農作物の作付けを行う市内農業者等へ電気柵等を無償貸与します。<br>●補助内容<br>無償貸与期間<br>電気柵等 5年間   | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 5   |
| 広野町  | スマート農業導入支援事業                      | 認定農業者   | ・農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術の導入に要する経費の2/3以内の額で100万円限度<br>・当該経費において国等の補助を受ける場合は、国等の補助残額の2/3以内とし、上限100万円   | 通年 | 予算の範囲内 | 産業振興課<br>0240-27-4163        | 3   |
| 富岡町  | 富岡町農業ステップアップ支援事業                  | 認定農業者又は代表者が認定農業者である農業法人・営農組織<br>※前年度の経営規模30a以下又は農産物販売額が50万円以下の者を除く  | 町内における営農規模拡大に係る農業用機械・施設・資材(種苗木)等の購入費を一部補助する。<br>補助率:1/2、補助上限:150万円   | 通年 | 予算の範囲内 | 農林水産課農業振興係                   | 2   |
| 川内村  | 地域計画に係る農地バンク契約への支援                | 認定農業者・農業法人・基本構想水準到達者・育成農業者など  | 農地バンク契約に係る「担い手」としての優先支援  | 通年 | 上限なし   | 産業振興課 農政係<br>0240-38-2112    | 1・2 |
| 浪江町  | 浪江町農業担い手確保のための支援事業(農業法人参入促進支援事業)  | 町内で農業を営む法人で<br>(1) 認定農業者又は認定新規就農者<br>(2) 交付申請日において町内で農業経営を開始して3年以内である者又は1年以内に農業経営を開始することが確実である者<br>(3) 交付終了後5年以上本町で農業経営を継続する者<br>等の要件を満たす者                          | ア 耕作又は養畜の事業を行うために賃借権の設定をした農地の賃借料等の額又は特定農作業受委託契約を結んだ農地の委託者へ支払う額<br>補助額:農地の賃借料等 補助率は2分の1以内とし、10a当たり5千円及び1経営体当たり年間25万円を限度<br>イ 事務所や作業場、宿舍等として使用するために賃借する土地及び建物の賃借料の額<br>補助額:事務所等の賃借料 月額10万円を限度。ただし、賃借料が10万円未満の場合はその金額 | 通年 | 予算の範囲内 | 農林水産課農政係<br>0240-34-0245     | 1   |
| 浪江町  | 浪江町農業担い手確保のための支援事業(スマート農業導入支援事業)  | (1)から(4)のいずれかに該当する者<br>(1) 認定農業者又は農業経営改善計画が認定される見込みの者<br>(2) 認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者<br>(3) 本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者<br>(4) 農業者が組織する法人格を持たない団体で本町で農作業を行うもの | ア 農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術の導入に要する経費<br>イ ICT機器及びロボット技術利用に要する経費。ただし、通信費は除く<br>補助額:ア、イともに初回申請については補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度。2回目以降は補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度。   | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 2   |
| いわき市 | いわき市ならではの産地担い手確保事業(農地賃借料支援)       | 認定農業者、認定新規就農者   | 市が定める重点作物等を作付けするため農地中間管理機構を介し借入れた農地の賃借料を就農後3年目まで支援する。(補助上限:5万円/年・人)  | 通年 | 予算の範囲内 | 農業振興課担い手支援係<br>0246-22-1148  | 1   |
| いわき市 | いわき市ならではの産地担い手確保事業(次世代支援・第三者継承支援) | 認定農業者   | 親や親族又は第三者の農業経営を継承し新規就農する方に対し、就農後3年目まで支援金を交付する。(5万円/月・人)  | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 1   |
| いわき市 | いわき市ならではの産地担い手確保事業(第三者継承奨励金)      | 農業者   | 認定新規就農者等の第三者に農業経営基盤を継承する方に対し、奨励金を交付する。(1万円/10a)  | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 5   |
| いわき市 | いわき市収入保険加入促進事業費補助金                | 認定農業者、認定新規就農者、地域計画の目標地図に位置付けられた農業者  | 収入保険に初めて加入する方に対し、保険料自己負担額の1/3を助成する。(補助上限:3万円/人)  | 通年 | 予算の範囲内 |                              | 1   |

支援分野: 1. 経営の安定を図るための支援 2. 経営規模拡大のための支援措置 3. 生産基盤・機械・施設整備の支援 4. 税制制度 5. その他